

第9期市町村分別収集計画書

令和元年6月

鳥取県東部広域行政管理組合
(鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町)

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の「3R」であるリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）への取り組みを進め、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・環境教育の充実及び住民への啓発活動の推進

3 計画期間

本計画の計画期間を令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装（飲料用紙製容器、段ボール）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	5,799	5,761	5,722	5,680	5,643

【内 訳】

(単位:t)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	主としてスチール製の容器	144	143	142	140	138
	主としてアルミ製の容器	244	241	238	237	237
	無色のガラス製容器	526	521	518	515	511
	茶色のガラス製容器	604	598	594	591	587
	その他のガラス製容器	205	202	202	201	199
	主として段ボール製の容器	653	648	643	638	634
	主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	14	14	14	14	14
	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	409	405	405	399	395
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	3,000	2,989	2,966	2,945	2,928
	うち白色トレイ	29	29	29	29	29
合計	5,799	5,761	5,722	5,680	5,643	

注) 容器包装廃棄物排出量見込みの推計方法は第9項参照

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策に取り組んでいくものとする。

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成・推進に努める。

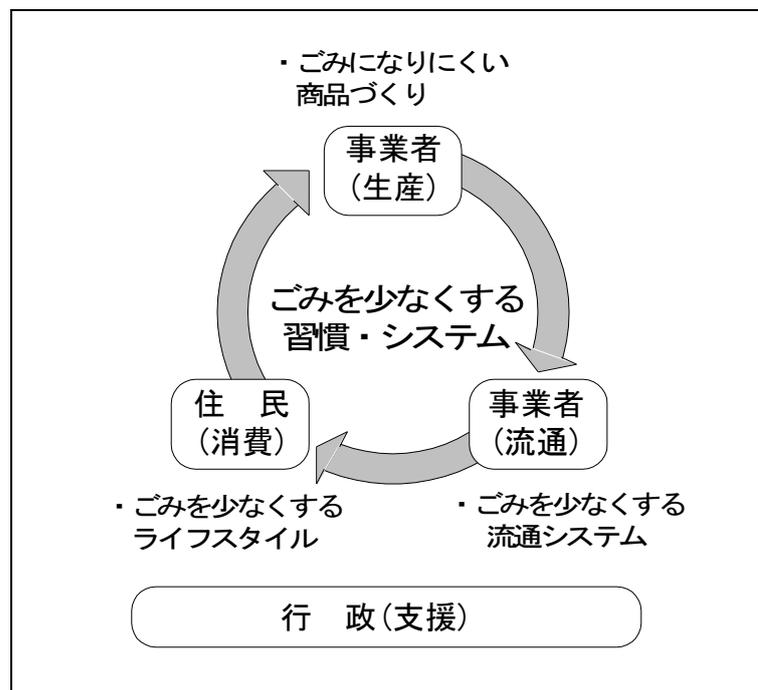
【主要施策】

- ①環境教育、啓発活動の充実
- ②地域ごとのごみ減量化の推進
- ③地域マナーの向上

ごみの排出抑制を進めるためには、住民・事業者・行政がそれぞれ役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要である。

消費者である住民は、一人ひとりが環境・資源問題、廃棄物処理に配慮したライフスタイルの確立に努めるものとする。

また、事業者は、環境に配慮した事業活動を進め、それらを行政が様々な角度から支援していくものとする。



ごみ排出抑制における住民・事業者・行政の役割と連携

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別区分
<ul style="list-style-type: none"> ○主としてスチール製の容器 ○主としてアルミ製の容器 	資源ごみ
<ul style="list-style-type: none"> ○無色のガラス製容器 ○茶色のガラス製容器 ○その他のガラス製容器 	
<ul style="list-style-type: none"> ○主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） ○主として段ボール製の容器 	古紙類
<ul style="list-style-type: none"> ○主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの 	ペットボトル
<ul style="list-style-type: none"> ○主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの 	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	プラスチックごみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	143t		142t		141t		139t		137t	
主としてアルミ製の容器	242t		239t		236t		235t		235t	
無色のガラス製容器	(合計) 358t		(合計) 354t		(合計) 352t		(合計) 351t		(合計) 348t	
	(引渡) 358t	(独自処理) 0t	(引渡) 354t	(独自処理) 0t	(引渡) 352t	(独自処理) 0t	(引渡) 351t	(独自処理) 0t	(引渡) 348t	(独自処理) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 410t		(合計) 406t		(合計) 404t		(合計) 403t		(合計) 400t	
	(引渡) 410t	(独自処理) 0t	(引渡) 406t	(独自処理) 0t	(引渡) 404t	(独自処理) 0t	(引渡) 403t	(独自処理) 0t	(引渡) 400t	(独自処理) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 139t		(合計) 136t		(合計) 136t		(合計) 136t		(合計) 135t	
	(引渡) 139t	(独自処理) 0t	(引渡) 136t	(独自処理) 0t	(引渡) 136t	(独自処理) 0t	(引渡) 136t	(独自処理) 0t	(引渡) 135t	(独自処理) 0t
主として段ボール製の容器	653t		648t		643t		638t		634t	
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	14t									
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品に充てんするためのもの	(合計) 377t		(合計) 373t		(合計) 373t		(合計) 367t		(合計) 363t	
	(引渡) 377t	(独自処理) 0t	(引渡) 373t	(独自処理) 0t	(引渡) 373t	(独自処理) 0t	(引渡) 367t	(独自処理) 0t	(引渡) 363t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,820t		(合計) 2,810t		(合計) 2,789t		(合計) 2,769t		(合計) 2,753t	
	(引渡) 2,793t	(独自処理) 27t	(引渡) 2,783t	(独自処理) 27t	(引渡) 2,762t	(独自処理) 27t	(引渡) 2,742t	(独自処理) 27t	(引渡) 2,726t	(独自処理) 27t
(うち白色トレイ)	(合計) 27t									
	(引渡) 27t	(独自処理) 0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算出式

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (t/年)

$$= \text{容器包装廃棄物の排出量の見込み(t/年)} \times \text{分別基準適合物の割合(\%)}$$

「容器包装廃棄物の排出量の見込み」は、平成30年度の収集(搬入)実績から得られた「1日当たり、1人が排出する容器包装廃棄物の量(原単位)」を基本に、トレンド法により算出した計画収集人口の予測人口に乗じて算出した。分別基準適合物の割合は、過去の実績(平成27年度から平成30年度)を勘案し、設定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる段ボール、飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
主としてスチール製の容器	資源ごみ	ステーション排出・ 自治体による定期収集	本組合
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として段ボール製の容器	古紙類	ステーション排出・ 自治体による定期収集 または自治会・住民団体 による集団回収	自治体・本組合 または 資源化業者
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)			
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	ペットボトル	ステーション排出・ 自治体による定期収集	本組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	ステーション排出・ 自治体による定期収集	本組合
	プラスチックごみ		委託業者選別 保管施設

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	資源ごみ	コンテナ	パッカー車 プレス車 平ボディ車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	古紙類	紐で束ねる	パッカー車 プレス車 平ボディ車	自治体・本組合の保管施設 または 資源化業者施設
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)				
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	コンテナ または袋	パッカー車 プレス車 平ボディ車	リサイクルプラザ (圧縮・保管・保管施設)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	袋		リサイクルプラザ (保管施設)
	プラスチックごみ			委託業者選別保管施設

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県東部1市4町が策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に沿って、分別収集計画を実効あるものとし、一層のごみの減量及び再資源化を推進していくこととする。